

# 華誠の法務ニュースレター

2021年02月 第19号

## 華誠の動向

華誠が上海市商標ブランド協会の「2020年度優秀商標代理機関」の称号を獲得

華誠が代理した事件が2020年度浙江裁判所知的財産権司法保護全面強化の典型的判例に入選

## 法律の動向

最高人民法院が民間貸借に関する新司法解釈の適用範囲の問題に回答

新改正版行政処罰法が通過 郷鎮・街道への行政処罰権委譲を規範化

## 会社商事

国務院が改正版「企業名称登記管理規定」を公布

## インターネットと情報セキュリティ

国家インターネット情報弁公室が新改正版インターネットユーザー公衆アカウント情報サービス管理規定を公布

## 金融と証券

中国証券監督管理委員会が転換社債の管理を規範化 投資家の合法的な権利利益を保護

中国証券監督管理委員会が公文書にてPEファンドの監督管理を強化

## 華誠の紹介

1995年の創立以来、「誠実と信用、深慮、勤勉、進取」の企業文化の下、華誠は250名以上のエキスパートを有し、全面的なサービスを行う法律サービス集団として発展してまいりました。華誠が常に堅持してきたハイクオリティのサービス理念と広範囲にわたるサービスの提供により、世界的にも知名度のある多くの企業が各種法律意見を求める際、及び知的財産権に関するサービスを求める際には、まず華誠をお選び頂いております。これは華誠が専門チームを構築し、クライアント様へのハイクオリティで多様なサービスの提供を続けてきたことによるものであり、全国で最も優秀な法律事務所の1つとしても選ばれ、中国トップクラスの知的財産権サービスチームの栄誉を獲得しました。

## 華誠法律事務所の紹介

華誠法律事務所は1995年に設立され、中国において最も早くから涉外法律サービスを提供してきた法律事務所の一つです。上海に本部を置き、北京、香港、ハルビン、蘭州、煙台、広州、シカゴ、東京などの地域にて支所又は分室を設立しております。

20年にわたり、華誠は商事戦略配置、企業運営と管理、権利商業化及び伝統的な権利行使等の業務分野での抜きん出た業績で各業界の顧客から好評を博し、認められています。華誠は顧客の商業利益を重視し、文化娯楽産業、贅沢品業、ハイテク業、軽工業、重工業及び金融先物業の何れにおいても豊富な経験を持ちます。最も早くISO9001国際品質体系標準認証を受けた法律サービス機構として、華誠はサービスプロセスと品質管理を始終厳しく徹底し、一流の涉外事務所の風格と水準を守っています。

華誠はChambers and Partners、The Legal 500等多数の国際的に認められた法律評価機構から「トップクラスの知的財産法律事務所」の称号を受けています。それに、華誠は「全国優秀法律事務所」、「中国において最も信頼できる知的財産事務所」、「上海市涉外コンサル機構Aクラス資質」、「上海市契約信用A+ランク企業」、「上海裁判所初の一級破産管理人」等の資質と称号を獲得しました。

## 華誠知識産権代理有限公司の紹介

華誠の本部は上海に置かれ、北京及び蘭州に支社が設立されております。華誠の特許代理業務は化学、生物、医薬、機械、電子、通信、光学、物理、意匠、検索、特許有効性分析、権利侵害分析、無効宣告請求、訴訟、特許コンサルティング等を含み、クライアント様にサービスを提供する特許代理部を設立いたしました。各特許代理部の代理人は豊富な代理経験を持ち、複数の言語で直接案件を処理することができます。

また、華誠は独自に開発した業務管理システムを有し、通常のファイル管理、時限モニター機能のほか、拒絶理由通知と回答を分析し、統計する独特の機能を持っており、同統計データは代理人の業務レベルの評価と仕事改善に利用でき、かつ依頼人に特許の分析・評価用として提供することができます。

### 連絡先

#### 上海事務所:

上海市徐匯区長楽路 989 号世紀商貿広場 26 階  
郵便番号: 200031  
電話: (86-21) 5292-1111; (86-21) 6350-0777  
ファックス: (86-21) 5292-1001; (86-21) 6272-6366  
E-mail: mail@watsonband.com;  
mailip@watsonband.com  
Web サイト: www.watsonband.com

#### 北京事務所:

北京市東城区朝陽門北大街 8 号富華ビル D ブロック 5C  
郵便番号: 100027  
電話: (86-10) 66256025  
ファックス: (86-10) 6445-2797  
E-mail: beijing@watsonband.com  
mailip@watsonband.com

#### ハルビン事務所:

ハルビン市道里区西八道街 37 号馬迪尔ビル 18 階 A2 室  
郵便番号: 150010  
電話: (86-451) 8457-3032  
ファックス: (86-451) 8457-3032

#### 甘肅事務所:

甘肅省蘭州市雁南南路 279 号 208 室  
郵便番号: 730000  
E-mail: gansu@watsonband.com

#### 煙台事務所:

山東省煙台市芝罘区通世南路東和科技園 B3-703 室 丁:  
264000  
E-mail: gansu@watsonband.com

#### 広州事務所:

広州市天河区馬場路 16 号富力盈盛広場 (富力国際公館) A 棟 806 室  
電話: +86-13918284649

#### 鄭州事務所:

鄭州市鄭東新区金水東路楷林 IFC、A 座 12B 階  
電話: 0371-86569881

#### 蘇州事務所:

蘇州ハイテク産業開発区科学技術パーク学森路 9 号 5 棟 507 室  
電話: 0512-68431110

#### 成都事務所:

成都市高新区天府大道北段 1199 号成都銀泰中心 3 号館 22 階 2203、2204  
電話: +86-13398190635



# 今期の内容

## 華誠の動向

華誠が上海市商標ブランド協会の「2020年度優秀商標代理機関」の称号を獲得 ……4  
華誠が代理した事件が2020年度浙江裁判所知的財産権司法保護全面強化の典型的判例に入選 ……4

## 法律の動向

最高人民法院が民間貸借に関する新司法解释の適用範囲の問題に回答 ……5  
新改正版行政処罰法が通過 郷鎮・街道への行政処罰権委譲を規範化 ……5  
最高人民検察院が「人民検察院によるインターネット犯罪事件の処理に関する規定」を発行 ……5

## 会社商事

国務院が改正版「企業名称登記管理規定」を公布 ……6

## インターネットと情報セキュリティ

国家インターネット情報弁公室が新改正版インターネットユーザー公衆アカウント情報サービス管理規定を公布 ……7

## 金融と証券

中国証券監督管理委員会が転換社債の管理を規範化 投資家の合法的な権利利益を保護 ……8  
中国証券監督管理委員会が公文書にてPEファンドの監督管理を強化 ……8  
中国証券監督管理委員会が「証券市場参入禁止規定」について意見募集 ……9  
上海証券取引所が科創板の申告についてよくある問題の「セルフチェックリスト」を発行 ……9

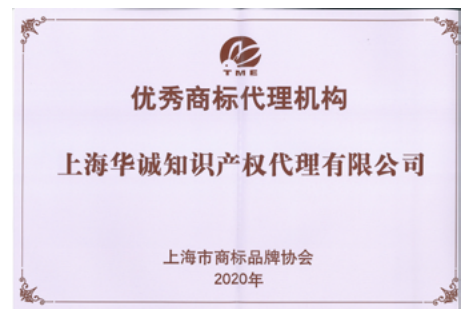
## 法律声明

- ◆ 当刊行物は一般的な情況の紹介であり、特定の案件についての正式な法的意見ではないことをご了承ください。
- ◆ 当刊行物は国家知的産権局、商標局、著作権局及びその他の公的機構が公布する公告、新聞及びその他の公開文書を抜粋し、纏めたものです。
- ◆ 当刊行物は前記公的公告、新聞及びその他の公開文書の出所を明記しています。

## 華誠が上海市商標ブランド協会の「2020 年度優秀商標代理機関」の称号を獲得

先ごろ、上海市商標ブランド協会が主催した優秀商標代理機関、優秀弁理士（中国語：商標代理人）、優秀商標代理事例評価活動の最終結果が発表された。

会社の申告、書類審査、オンライン投票、審査委員会の審査を経て、上海華誠知識産権代理有限公司は 2020 年度優秀商標代理機関の称号を獲得した。華誠の弁理士である紀昊は「2020 年度優秀商標代理人」の称号を獲得した。また、上海華誠知識産権代理有限公司が代理した「Dottie DOTTIE L H 及び図」の商標無効審判事件は 2019 ～ 2020 年度上海市優秀商標代理事例の称号を獲得した。



これは昨年 12 月に中華商標協会による「2020 年度優秀商標代理機関」の称号を獲得して以来、華誠が再び獲得した優秀な成果であり、大きな収穫である。

## 華誠が代理した事件が 2020 年度浙江裁判所知的財産権司法保護全面強化の典型的判例に入選

浙江省高級人民法院は 1 月 19 日に 2020 年度浙江裁判所知的財産権司法保護全面強化の典型的判例を公表し、華誠パートナーの劉一舟弁護士チームが代理した世界貿易センター協会の商標の区分を跨いだ権利行使事件がその中にランクインした。第一審にて当方の訴訟上の請求がほぼ支持された状況で、第二審では浙江高院が法律の適用を是正し、且つ当方の訴訟上の請求を全額支持した。

事件の詳細は以下の URL で確認できる：

<http://www.watsonband.com/cmsDetail.htm?item.id=2088db0f40ca43e298eea32946fd56e5>

## 最高人民法院が民間貸借に関する新司法解釈の適用範囲の問題に回答

最近、最高人民法院が「民間貸借に関する新司法解釈の適用範囲の問題に関する回答」（以下、「回答」という）を公布し、回答は 2021 年 1 月 1 日から施行された。

「回答」には次のことが明示されている。金融監督管理部門の意見を募った結果、地方金融監督管理部門が監督管理する少額ローン会社、金融保証会社、区域性のある株式市場、質屋、ファイナンスリース会社、ファクタリング会社、地方資産管理会社などの 7 種類の地方金融組織は金融監督管理部門の認可を経て設立された金融機関に属し、これらの組織が金融関連業務に従事したことにより起きた紛争については、民間貸借に関する新司法解釈を適用しない。

最高人民法院 より

## 新改正版行政処罰法が通過 郷鎮・街道への行政処罰権委譲を規範化

このほど、第 13 期全国人民代表大会常務委員会第 25 回会議において、「中華人民共和国行政処罰法（2021 年改正）」（以下、「行政処罰法」という）が審議を経て公布され、2021 年 7 月 15 日から施行される。

「行政処罰法」には、行政処罰の種類と設定、実施機関、管轄と適用、決定、執行及び法的責任など 8 章が含まれている。「行政処罰法」では、省、自治区、直轄市は行政処罰権を郷鎮・街道に委譲する決定を公開すべきであり、行政処罰権を与えられた郷鎮人民政府、街道事務所は、法執行能力の構築を強化し、規定の範囲で法定手続に従って行政処罰を実施すべきであると要求している。「行政処罰法」ではまた、違法所得とは、法律、行政法規又は部門規章に別途規定がある場合を除き、違法行為の実行により得た金額をいうとし、違法行為が国民の生命・健康の安全、金融の安全に関わり、かつ有害な結果がある場合には、責任の追及期間を 5 年に延長することを明確化し、行政機関が行政処罰を実施するには、社会の監督等を受けなければならないと強調している。

中国人大網 より

## 最高人民検察院が「人民検察院によるインターネット犯罪事件の処理に関する規定」を発行

最高人民検察院が 1 月 25 日に「人民検察院によるインターネット犯罪事件の処理に関する規定」（以下、「規定」という）を発行し、規定は公布日から施行された。

「規定」は合計 7 章 65 条であり、一般規定、証拠取得の指導と事件審査、電子データの審査、出廷・公訴支持などの内容を含んでいる。「規定」には主に次の 4 つの特徴がある。1、刑事訴訟のプロセスによってインターネット犯罪事件の処理を規範化する。2、電子データの収集、抽出、審査についての規範的な要求を強調している。3、事件処理と技術の融合を重視している。4、事件処理の統括と協力を強調している。「規定」では、特に章を設けて電子データの一般的な形式を列挙し、証拠の取得方法を整理しており、かつ電子データの形式によって審査の要点を細分化して規定している。また、インターネット犯罪が区域を跨ぐという特徴を踏まえ、特に章を設けて事件処理の統括と協力について規定しており、それぞれ、人員配置、情報共有、証拠取得の代行、証拠取得の協力の 4 つの面を細分化した規定を行うことにより、検察一体化の利点を存分に発揮し、取締りにおける相乗効果を形成する。

最高人民検察院 より

## 国務院が改正版「企業名称登記管理規定」を公布

最近、国務院が「企業名称登記管理規定（2020年改正）」（以下、「規定」という）を公布した。規定は2021年3月1日から施行される。

「規定」の主な内容は以下の通りである。

1、企業名の自主申告制度を構築し、具体的な要求を明確化する。申請者は、自らの企業名が他人の企業名と近似していることにより、他人の合法的な権利利益を侵害した場合、法に基づいて法的責任を負わなければならない。

2、企業名の基本的な規範を改善する。企業名に対して要求する禁止事項を細分化し、外商投資企業、企業の支社・支店、企業グループ名の登記規則を明確にしている。

3、企業名紛争の対応メカニズムを構築する。企業が他社の企業名が自らの企業名の合法的な権利利益を侵害していると見做した場合は、人民法院に提訴し、または被疑侵害企業のために登録手続きを行う企業登記機関に処理を請求することができる。

4、事件中と事件後の監督管理を強化する。企業登記機関が企業の登記手続きを行う時に、企業名が規定に適合しないことを発見した場合は、登記を行わず、その理由を書面で説明する。既に登記された企業名が規定に適合しないことを発見した場合は、速やかにこれを是正しなければならない。

中国政府網 より



華誠は会社商事の業務分野で豊富な経験と独特の見解を持っており、最も早くから涉外法律サービスを提供してきた法人の一つとして、1995年から、華誠は長年にわたり各種の会社商事業務に全面的に携わっており、中国のビジネスの繁栄及び中国のブランドの成長に立ち会い、かつ関与してまいりました。

華誠は上海市涉外コンサルティング機関A類資格の法人として、多くの国際的に有名な知的財産権を専門とするマスコミに非常に注目され、高く評価されている。Chambers and Partners、Asia Pacific等は全て会社商事業務分野で注目に値する中国の法律事務所に華誠をリストアップしています。

## 国家インターネット情報弁公室が新改正版インターネットユーザー公衆アカウント情報サービス管理規定を公布

最近、国家インターネット情報弁公室が「インターネットユーザー公衆アカウント情報サービス管理規定」（以下、「規定」という）を改正し公布した。規定は2021年2月22日から施行される。

「規定」は合計23条であり、総則、公衆アカウント情報サービスプラットフォーム、公衆アカウント生産運営者、監督管理、附則の5章に分かれている。「規定」では、公衆アカウント情報サービスプラットフォームが企業の主体责任を履行し、公衆アカウントの等級分類管理、生態管理、著作権保護、信用評価などの制度を確立し、公衆アカウントの登録認証、資質審査、主体公示などの管理措置を健全化することを要求している。「規定」ではまた、公衆アカウント生産運営者がユーザーの主体责任を履行し、コンテンツとアカウントのセキュリティ審査メカニズムを打ち立て、コンテンツの指向性、真実性、合法性の管理を強化し、法や規則に基づいてアカウントの運営を管理し、質の高い情報内容で注目を集めて公衆がフォローやインタラクティブ・シェアリングをするようにし、悪意あるアカウント登録、虚偽情報のねつ造、アカウントの売買取引などの法や規則に違反する行為を行ってはならないことにも言及している。

国家インターネット情報弁公室 より



## 中国証券監督管理委員会が転換社債の管理を規範化 投資家の合法的な権利利益を保護

中国証券監督管理委員会はこのほど、「転換社債管理弁法」（以下、「弁法」という）を制定、公布し、弁法は2021年1月31日から施行された。

「弁法」は合計23条であり、取引譲渡、情報開示、株式化、償還、買戻し、受託管理、監督管理・処罰、規則の繋がりなどの内容をカバーしている。「弁法」では、転換社債の残存期間において、発行者は償還条件を満たすかどうかを継続的に注視し、償還条件を満たす可能性がある場合には、償還条件を満たす5日前の取引日までに速やかに開示し、市場に十分なりスクの提示をするよう要求している。また、「弁法」では、主に株式化価額の調整または修正、株式化した金額が累計で会社株式の10%に達し、未株式化の総額が3,000万元未満であるなどの7つの状況を含めた出来事の臨時的開示の範囲を改善した。「弁法」ではまた、転換社債の受託管理制度の構築にも言及しており、転換社債受託管理者は「会社債券の発行と取引管理弁法」の規定に基づき、転換社債の受託者管理契約にて約定した受託管理の職責を履行すべきであることを明確にしている。



中国証券監督管理委員会 より

## 中国証券監督管理委員会が公文書にてPEファンドの監督管理を強化

中国証券監督管理委員会が1月11日に「PEファンドの監督管理の強化に関する若干の規定」（以下、「規定」という）を発行し、既定は公布日から施行された。

「規定」では、PEファンドの管理者及び従業員等の主体に対する「10の『べからず』（中国語：十不得）」の禁止要求が形成されている。その主な内容は以下の通りである。

- 1、PEファンド管理者の名称、経営範囲を規範化し、新旧のセグメンテーションを実施する。
- 2、グループ化したPEファンドの管理者に対する監督管理を最適化し、「扶優限劣」（優れたものを援助し劣ったものを制限すること）を実現する。
- 3、PEファンドは適格な投資家を非公開で募らなければならないことを再確認している。
- 4、PEファンドへの資産投資についての要求を明確にしている。
- 5、PEファンドの管理者及び従業員等の主体の規範についての要求を強化し、関連取引の展開を規範化した。
- 6、法的責任と移行期間の段取りを明確にしている。

「規定」では、投資管理の本業に焦点を当てるようPEファンドの管理者に要求しており、PEファンドの管理をめぐって、資金調達、投資管理、顧問サービス、被投資企業のための管理コンサルティングなどの業務を行うことができるが、PEファンドの管理と衝突したり、無関係な他の業務に従事してはならない。

中国証券監督管理委員会 より



## 中国証券監督管理委員会が「証券市場参入禁止規定」について意見募集

先ごろ、中国証券監督管理委員会が「証券市場参入禁止規定（意見募集稿）」（中国語：証券市場参入規定、以下「意見募集稿」という）を起草し、社会に向けて公開で意見を求めた。意見のフィードバックは既に締切りとなっている。

「意見募集稿」における主な改正内容は以下の通りである。1、市場参入禁止（中国語：市場禁入）のタイプをさらに明確にしている。2、取引類の参入禁止規定をさらに明確にしている。3、市場参入禁止の対象と適用する状況をさらに明確にしている。「意見募集稿」では、市場参入禁止を「証券業務、証券サービス業務に従事してはならず、証券発行者の取締役、監事、上級管理職を務めてはならない」と取引類の参入禁止という2つの種類に分けており、前者の種類は現行の「規定」を踏襲した参入禁止措置であり、後者の種類は追加措置に当たる。これを基礎として、法執行単位は関係する責任者の身分・職責、違法行為のタイプ、違法行為が社会に与える危害の程度と違法な情状の深刻さの程度によって、単独または併合で適合する参入禁止のタイプを選択することができる。

中国証券監督管理委員会 より

## 上海証券取引所が科創板の申告についてよくある問題の「セルフチェックリスト」を発行

このほど、上海証券取引所が「科創板発行上場審査業務指南第2号——よくある問題の情報開示と審査要求セルフチェックリスト」（以下、「セルフチェックリスト」という）を発行した。

「セルフチェックリスト」は主に、既に公表した科創板に関連する審査基準、問答について、審査の実務で見つかった問題を踏まえて、発行者、仲介機関が申告文書の情報開示及び審査チェックの面における共通の問題と弱い部分を整理してまとめ、ブラッシュアップしたもので、主に次の2つの面の内容が含まれている。1つ目は、悪影響の大きい同業者間競争、法や規則に著しく違反した行為、経営を継続する能力、研究開発・投入などの科創板の発行上場条件に関する問題であり、2つ目としては、よくある情報の開示と審査についての問題で、例えば、クライアントとサプライヤーの審査、比較可能な同業他社の選定などのようにIPOの申告においてよくある問題があり、同時に、重大な事項の提示、協力研究開発など、科創板の審査実務においてまとめたポイントの問題がある。

上海証券取引所 より

